

令和3年度三鷹市国民健康保険事業特別会計

歳入歳出決算の認定について

〔本会計に対する反対討論〕

野村羊子委員（いのちが大事）

ここ数年、国民健康保険の加入者は8割が無職や非正規雇用者であり、加入者の貧困化、高齢化、重症化が進行している。加えてコロナ感染症が激化している中で、保険料が払えずに未加入、無保険状態になっている市民が顕在化している現実がある。しかしながら、2021年度のコロナ減免の利用実績は237人、2,686万5,200円であり、傷病手当金は22人の利用でしかなかった。必要な人に届いたのか、制度設計の在り方や周知の方法等を再検証すべきである。

国民健康保険制度の構造的な危機を打開するには、国の責任を明確にさせ、国庫負担を増やす以外にない。少なくとも国庫負担を1984年以前の45%にさせるべきである。三鷹市の均等割額は、医療分2万7,500円、後期高齢者支援均等課税分1万800円で合計3万8,300円であり、多子世帯など、人数が多く所得が低い世帯ほどその負担が重くなっている。いのちが大事は、継続して第2子以降の均等割額の減免措置を講じることを本市に予算要望している。2022年度から国の制度改正により未就学児の均等割額は5割軽減となる。小・中学生がいる世帯の負担も大きいことから、市独自での負担軽減策の拡充を検討しなかったのか問うたが、検討していないとのことであった。第2子以降の子どもの均等割額は、社会保険にはない制度であり、その減免は自治体の裁量で実施が可能であるにもかかわらず、一顧だにされないのは極めて残念である。

人権基本条例（仮称）を制定しようとしている三鷹市であるならば、社会保障制度として国民健康保険制度を機能させ、一刻も早く、小学生以上の第2子以降の均等割額減免を実施することを求め、本会計決算の認定に反対する。